

町田市生涯学習審議会条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年(2011年) 6 月 8 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市生涯学習審議会条例

(設置)

第1条 町田市における豊かな生涯学習社会の実現に資するため、町田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の附属機関として、町田市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査、審議し、答申する。

- (1) 生涯学習の振興及び社会教育（体育及びレクリエーションの活動を含む。以下同じ。）に関する基本方針を立案すること。
- (2) 生涯学習及び社会教育に関する施策及び事業を評価すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 町田市社会教育委員の設置に関する条例（昭和33年10月町田市条例第51号）に規定する社会教育委員 8人以内
- (2) 生涯学習又は社会教育に関する関係機関の代表 5人以内
- (3) 公募による市民 2人以内

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。ただし、原則として、4回を限度とする。

(臨時委員)

第5条 教育委員会は、特別又は専門の事項を調査し、審議するために必要があると認めるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員の任期は、当該特別又は専門の事項の調査審議が終了したときまでとする。

(会長等)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、第3条第2項第1号に掲げる委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

- 2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、審議会に委員及び臨時委員以外の者の出席を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(町田市社会教育委員の設置に関する条例の一部改正)

- 2 町田市社会教育委員の設置に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「15名」を「、8人」に改める。

町田市社会教育委員の設置に関する条例新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
第 2 条 委員の定数は、 <u>8 人</u> 以内とする。	第 2 条 委員の定数は <u>15 名</u> 以内とする。